

能代市八峰町（以下「町」とし、住所は能代市八峰町）と能代市（以下「市」とし、住所は能代市）との合併に関する協定書（以下「協定書」とし、住所は能代市）を、

（協定書）

平成27年12月25日（協定書）能代市八峰町と能代市との合併に関する協定書（以下「協定書」とし、住所は能代市）を、

定住自立圏の形成に関する協定書

能代市八峰町と能代市との合併に関する協定書（以下「協定書」とし、住所は能代市）を、

（協定書）

能代市八峰町と能代市との合併に関する協定書（以下「協定書」とし、住所は能代市）を、

（協定書）

（協定書）

（協定書）

（協定書）

能代市八峰町と能代市との合併に関する協定書（以下「協定書」とし、住所は能代市）を、

平成27年12月25日

能代市・八峰町

定住自立圏の形成に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と八峰町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、連携及び協力しながら地域の活性化を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、協働し、又は補完し合うものとする。

（連携する政策分野及び内容並びに役割分担）

第3条 甲及び乙が、相互に役割を分担して連携を図り、協働し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決を経たことを証する書類を添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

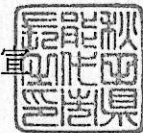
第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月25日

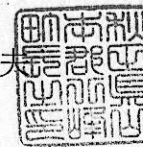
甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊藤 滋



乙 山本郡八峰町峰浜目名瀉字目長田118番地

八峰町長 加藤 和夫



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

ア 地域医療体制の 充実・強化	取組の内容	圏域住民に安定した医療を提供するため、医療機関への支援等を通じて二次医療圏域である能代山本圏域の医療体制の充実・強化を図る。
	甲の役割	乙と連携・協力して、圏域内の医療機関に対し必要な支援を行うとともに、医療体制の充実・強化に向けた取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携・協力して、圏域内の医療機関に対し必要な支援を行うなど、医療体制の充実・強化に向けた取組を推進する。
イ 医療従事者の確保 対策	取組の内容	圏域住民に安定した医療を提供するため、圏域の医療従事者の確保対策に取り組む。
	甲の役割	医療機関に対する医師確保のための支援を行うとともに、乙と連携・協力して、圏域の医師等を確保するための対策を検討・実施する。
	乙の役割	甲と連携・協力して、圏域の医師等を確保するための対策を検討・実施する。
ウ 健康寿命の延伸 対策	取組の内容	圏域住民の健康寿命の延伸を図るため、予防・健（検）診・保健指導等に取り組むとともに、地域資源を活用した健康づくりを推進する。
	甲の役割	予防・健（検）診・保健指導等に取り組むとともに、地域資源を活用した健康づくりの取組を検討・実施する。
	乙の役割	予防・健（検）診・保健指導等に取り組むとともに、地域資源を活用した健康づくりの取組を検討・実施する。

2 福祉

ア 子育て支援の充実	取組の内容	圏域全体として安心して子育てができる環境を整備するため、圏域での子育て支援サービスの相互利用や、子育て世帯への助成等を行う。
	甲の役割	圏域住民を対象とする特別保育事業等の子育て支援サービスに対し支援を行うとともに、乙と連携した子育て支援を進める。
	乙の役割	圏域住民を対象とする特別保育事業等の子育て支援サービスの利用を促進するとともに、甲と連携した子育て支援を進める。
イ 高齢者福祉の充実	取組の内容	高齢者福祉の充実を図るため、圏域高齢者の生活支援や、ひとり暮らしの安全確保対策を行う。
	甲の役割	乙と連携・協力して、高齢者の生活支援や、ひとり暮らしの安全確保対策を行う。
	乙の役割	甲と連携・協力して、高齢者の生活支援や、ひとり暮らしの安全確保対策を行う。

3 教育

ア 学校教育の充実	取組の内容	圏域の人材を育成し、地元への定住を促進するための奨学金の貸与等を行う。
	甲の役割	圏域住民の子弟を対象とする奨学金貸付事業を実施する。
	乙の役割	甲が実施する奨学金貸付事業を住民に周知し、活用を促進する。
イ 生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域での生涯学習の機会を充実させるため、関連施設の維持管理を行うとともに、各種講座を開催する。
	甲の役割	圏域最大の総合的な文化施設である文化会館のほか、図書館等の運営・管理を行い、圏域の文化活動や生涯学習の活性化を図る。

	乙の役割	圏域住民が利用できる文化施設等の維持管理を行い、圏域の文化活動や生涯学習の活性化を図る。
--	------	--

4 産業振興

ア 広域観光の推進	取組の内容	圏域の魅力ある観光資源を全国に発信し、誘客につなげるため、能代山本地域が連携し、より広域的な観光を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携・協力し、圏域の観光資源をより広域的な観光に結びつけるための中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携・協力し、より広域的な観光を推進する。
イ 地域資源を活用した経済の活性化	取組の内容	圏域経済の活性化を図るため、自然環境、歴史、文化、スポーツ、温泉、伝統芸能等の地域資源の有効活用や、特産品の販路拡大に取り組む。
	甲の役割	地域資源を活用したイベント等への支援や特産品の販路拡大に取り組み、圏域経済の活性化を図る。
	乙の役割	地域資源を活用したイベント等への支援や特産品の販路拡大に取り組み、圏域経済の活性化を図る。
ウ 企業誘致等による雇用機会の確保	取組の内容	圏域への企業誘致や地元事業所への支援等により雇用の場の拡大を図るとともに、新卒者・求職者の就業を支援する。
	甲の役割	工業団地等への企業立地等を促進し、雇用機会の拡大、地域経済の活性化を図るとともに、新卒者及び求職者の就業を支援する。
	乙の役割	甲と連携・協力して、地元事業者や就業希望者に対する必要な支援を行う。
エ 農林水産業の担い手育成	取組の内容	圏域の主要な産業である農林水産業の担い手を確保するため、従事者の育成と新規就業者への支援等を行う。

	甲の役割	農林水産業の従事者の育成と新規就業者への支援等を行う。
	乙の役割	農林水産業の従事者の育成と新規就業者への支援等を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

地域公共交通の維持確保及び利用促進	取組の内容	圏域内の交通手段の確保とスムーズな移動の実現を図るため、関係機関及び事業者と連携し、地域公共交通の維持確保対策と利用促進及び充実に取り組む。
	甲の役割	地域公共交通の維持確保と利用促進に取り組むとともに、乙及び関係機関と連携し、圏域内の公共交通の充実にについて中心となって検討を進める。
	乙の役割	甲及び関係機関等と連携し、圏域の生活に対応した地域公共交通の維持確保と利用促進及び充実に取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

道路等の維持管理の連携	取組の内容	市町間での道路構造物の点検・修繕業務の委託や除雪路線の振替等により、道路等の交通インフラの効率的な維持管理を行う。
	甲の役割	乙と連携・調整し、道路等の交通インフラの効率的な維持管理に取り組み、必要な費用負担を行う。
	乙の役割	甲と連携・調整し、道路等の交通インフラの効率的な維持管理に取り組み、必要な費用負担を行う。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

ア 移住定住の促進	取組の内容	移住者のための住環境の整備や、首都圏等への情報発信等を連携して行い、圏域への移住定住を促進する。
	甲の役割	移住定住の取組を実施するとともに、圏域

		での連携事業を検討・推進する。
	乙の役割	移住定住の取組を実施するとともに、甲と連携した事業に取り組む。
イ 婚活支援事業の充実	取組の内容	圏域での成婚を促進するため、男女の出会いの場の創出等に取り組む。
	甲の役割	圏域の住民や団体を対象とした婚活支援の取組を実施するとともに、圏域での連携事業を検討・推進する。
	乙の役割	男女の出会いの場の創出等の取組を実施するとともに、甲と連携した婚活支援事業に取り組む。
ウ 情報発信の強化	取組の内容	圏域内住民の相互の交流や、圏域外住民との交流による移住を促進するため、様々な媒体を活用して広く情報発信を行う。
	甲の役割	地域の魅力を広くPRするとともに、様々な媒体を活用した圏域の情報発信機能の強化に取り組む。
	乙の役割	地域の魅力を広くPRするとともに、甲と連携した情報発信に取り組む。

4 その他

松枯れ被害の対策	取組の内容	圏域内の松枯れ被害拡大を防止するため、伐倒駆除及び薬剤散布等の防除対策を行う。
	甲の役割	松林を松くい虫から保護するための伐倒駆除及び薬剤散布等の防除対策を行う。
	乙の役割	松林を松くい虫から保護するための伐倒駆除及び薬剤散布等の防除対策を行う。

別表第3 (第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内市町の職員等の交流

圏域市町職員の流れ・合同研修	取組の内容	圏域市町の広域連携をより深化するため、広域的な視点での政策研究等を行う。
	甲の役割	職員の圏域マネジメント能力の強化を図

		るとともに、広域的な視点での政策研究等を行う。
	乙の役割	職員の広域的な視点での政策形成能力向上のための研修等を実施するとともに、甲と連携して政策課題の研究を行う。